（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。 ［２・３　略］ ４　施行規則第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 **第三十八条の三**　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。 ［一　略］ 二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。） ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。） ［八　略］ ［三　略］ （デジタル船上通信設備） **第四十五条の三の七**　デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［一・二　略］ 三　隣接チャネル漏洩電力は、次のいずれかであること。 イ　チャネル間隔六・二五kHzの場合は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。	（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 **第三十八条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局のものに限る。） ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局のものに限る。） ［八　同上］ ［三　同上］ （デジタル船上通信設備） **第四十五条の三の七**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　隣接チャネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。